

「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」  
(第1回)

重要文化財建造物の防火対策について

平成20年7月14日

# 重要文化財建造物防火についてのこれまでの取組

明治30年	法隆寺金堂に避雷針設置
大正 3年	東大寺大仏殿にドレンチャージャー設備、避雷設備設置
大正 4年	日光山内に電気モーターによる加圧式消火栓設備設置
昭和15年	国宝建造物維持修理要項 (防火設備の明示)
昭和24年	<u>法隆寺金堂が焼損</u>
昭和25年	<u>文化財保護法制定</u> 防災の予算計上始まる
昭和30年	<u>文化財防火デー第1回</u>
昭和36年	消防法施行令公布 (重要文化財建造物等への自火報設備義務設置、 既指定のものは適用除外)
昭和38年	「文化財防火・防犯の手引き」配布
昭和41年	消防法施行令の一部改正 (既指定の文化財建造物にも自火報設備設置が 遡及適用。昭和44年10月1日施行)
昭和53年	特殊防災の予算計上始まる (法隆寺防災設備改修増強工事6カ年計画着手)
平成11年	<u>緊急防災施設強化事業の予算計上始まる</u> (炎感知器・防犯設備に重点)

# 最近の重要文化財建造物の防災についてのこれまでの取組 ～調査・研究～

平成6年度～8年度 消防庁予防課

文化財建造物保護のための総合的防火対策の推進に係る調査・検討委員会  
『文化財建造物保護のための総合的防火対策の推進に係る調査・検討報告書』  
(平成9年3月)

平成6年度～8年度 科学研究費

『文化財建造物の防火対策手法に関する調査研究  
—檜皮葺屋根・茅葺屋根の防火—』

平成13年度～平成14年度 消防庁予防課

文化財の火災予防対策の充実に関する調査研究委員会  
『文化財の火災予防対策の充実に関する調査研究』 (平成15年3月)

平成15年度 内閣府、国土交通省、消防庁、文化庁

「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」  
『地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方』 (平成16年7月)

# 消防法における重要文化財建造物

## ・ 消防法施行令 「防火対象物」別表第一（十七項）

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

## ・ 自動火災報知設備及び簡易消火用具・消火器

- 1969年消防法改正：文化財建造物は義務設置

## ・ その他の用途・規模に応じた設備

- 2003年消防法施行令改正  
：文化財以外の用途も考慮



金比羅大芝居に設置された誘導灯と非常放送設備 3

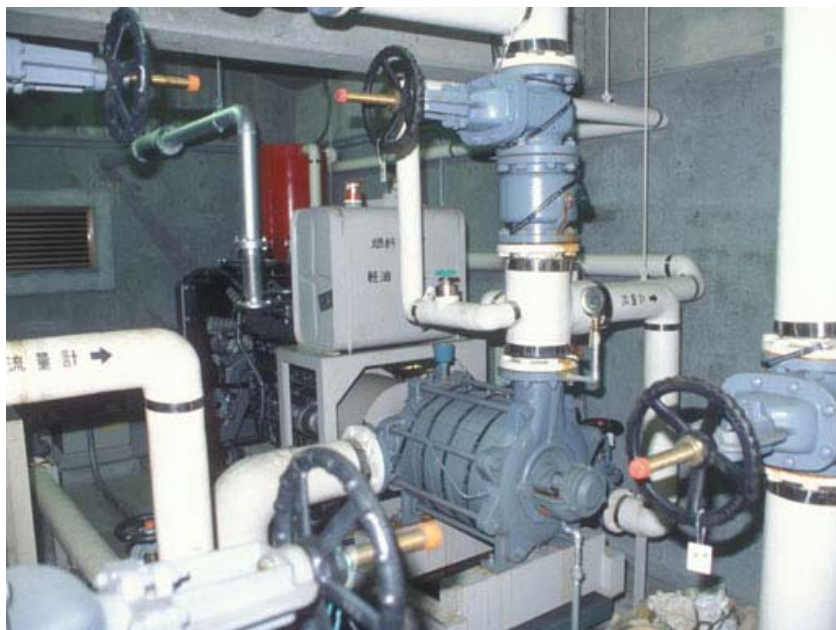
# 国宝・重要文化財（建造物）の防災設備の実例



自動火災報知設備 炎感知器(高知 豊楽寺)

その他、防災関係補助内容

- 避雷設備(避雷針)の設置
- 延焼防止のための火除地の設置
- 消防道路の設置
- 擁壁・排水設備の設置(地滑り対策)
- 防犯設備(センサー、カメラ等)の設置 等



エンジンポンプ(青森 弘前城)



放水銃(山梨 雲峰寺)

# 近年の防災設備の設置設備の実例（耐震化）

## ■ 送水管

- ポリエチレン管＋電気融解接合



ポリエチレン管（二荒山神社）



EF接合

## ■ 貯水槽

- 50分間放水に必要な貯水量



# 文化財防火デーの取組

毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化庁と消防庁が共同で実施要項を作成し、地方公共団体や文化財の所有者等に対して、消防設備の点検や防火訓練等を実施するよう指導している。(昭和24年法隆寺金堂火災の日、昭和30年制定)



(文化財防火デーによる消防訓練の効果)

# 重要文化財建造物の火災による被害状況について

## 1) 国指定重要文化財(建造物)の火災による被害状況 (平成20年1月1日)

区分	焼失	焼損	計
保護法施行以前 (明治30年～昭和25年)	(24棟) 16件	(3棟) 2件	(27棟) 18件
保護法施行以降 (昭和25年～)	(15棟) 11件	(67棟) 64件	(82棟) 75件
計	(39棟) 27件	(70棟) 66件	(109棟) 93件

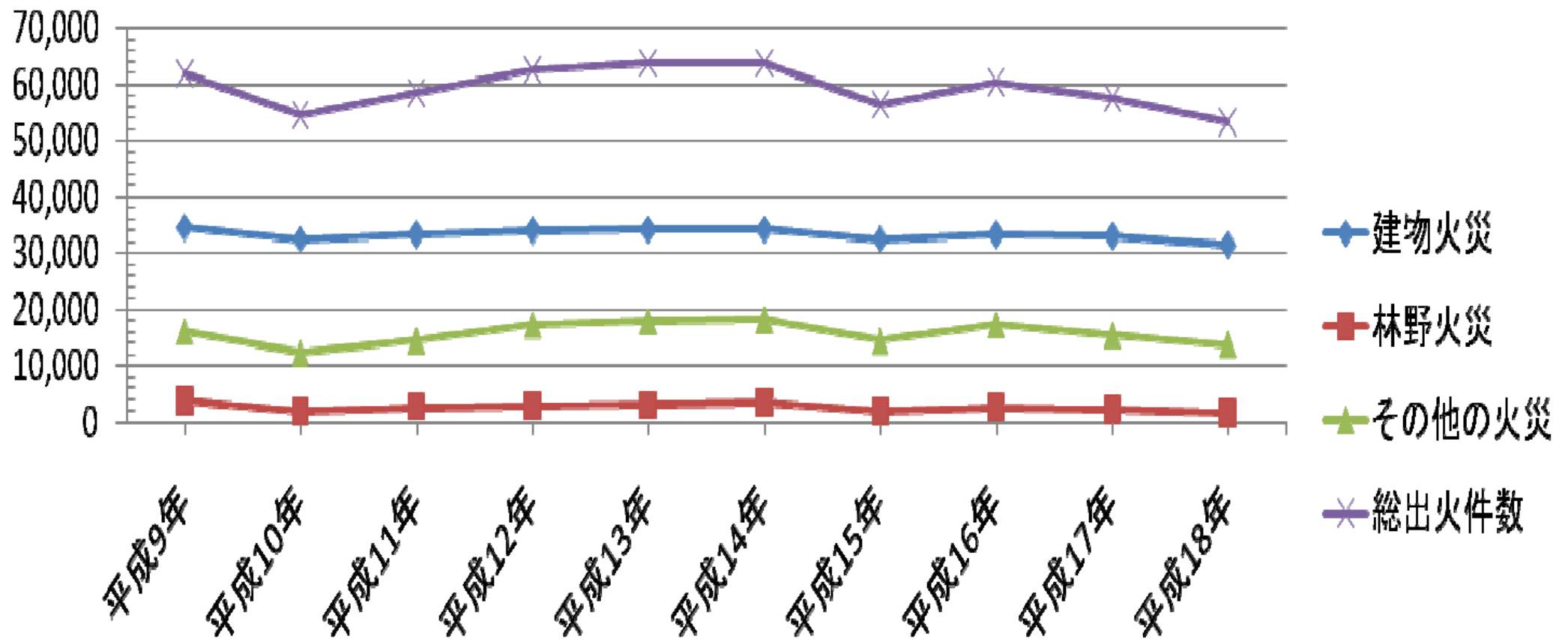
注) 焼失:指定解除、 焼損:復旧

## 2) 近年の焼失により指定解除された例(平成20年1月1日)

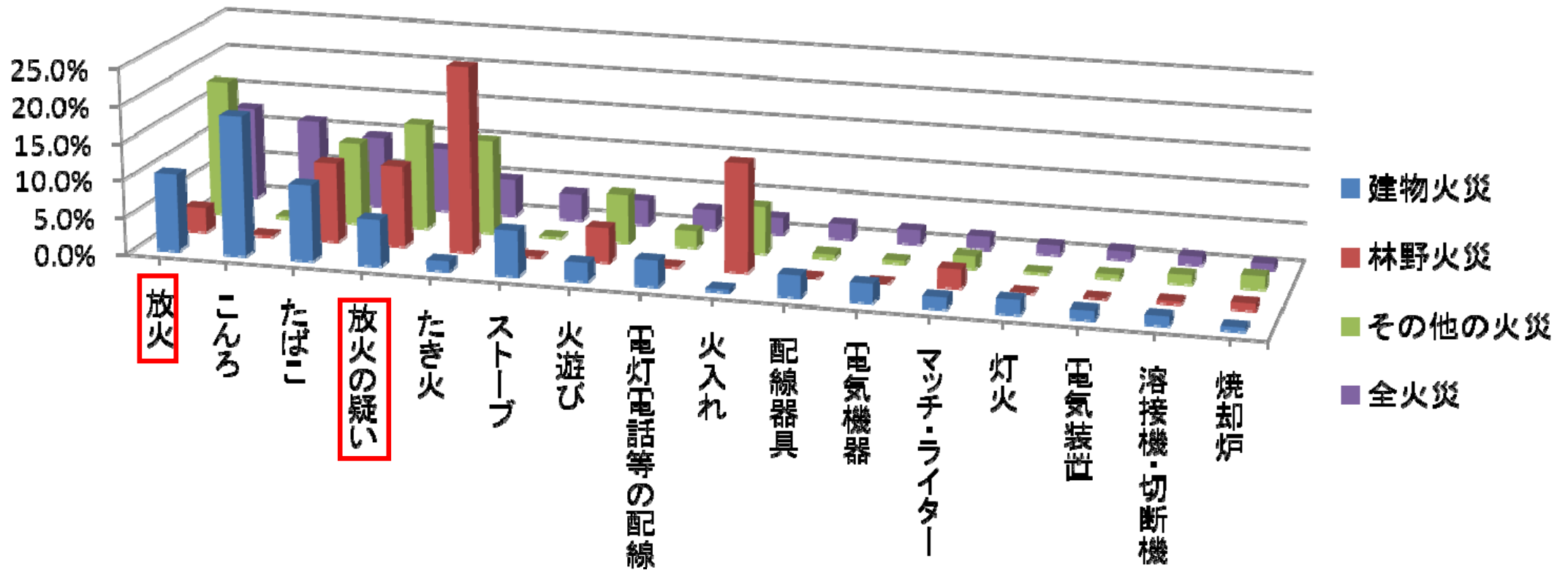
平成	6年	8月	大恩寺念仏堂(愛知県)
平成	5年	2月	羽生家住宅(茨城県)
平成	5年	2月	檀原神宮御饌殿(奈良県)



# 過去10年間の出火件数の推移



# 平成18年中の主な出火原因の割合

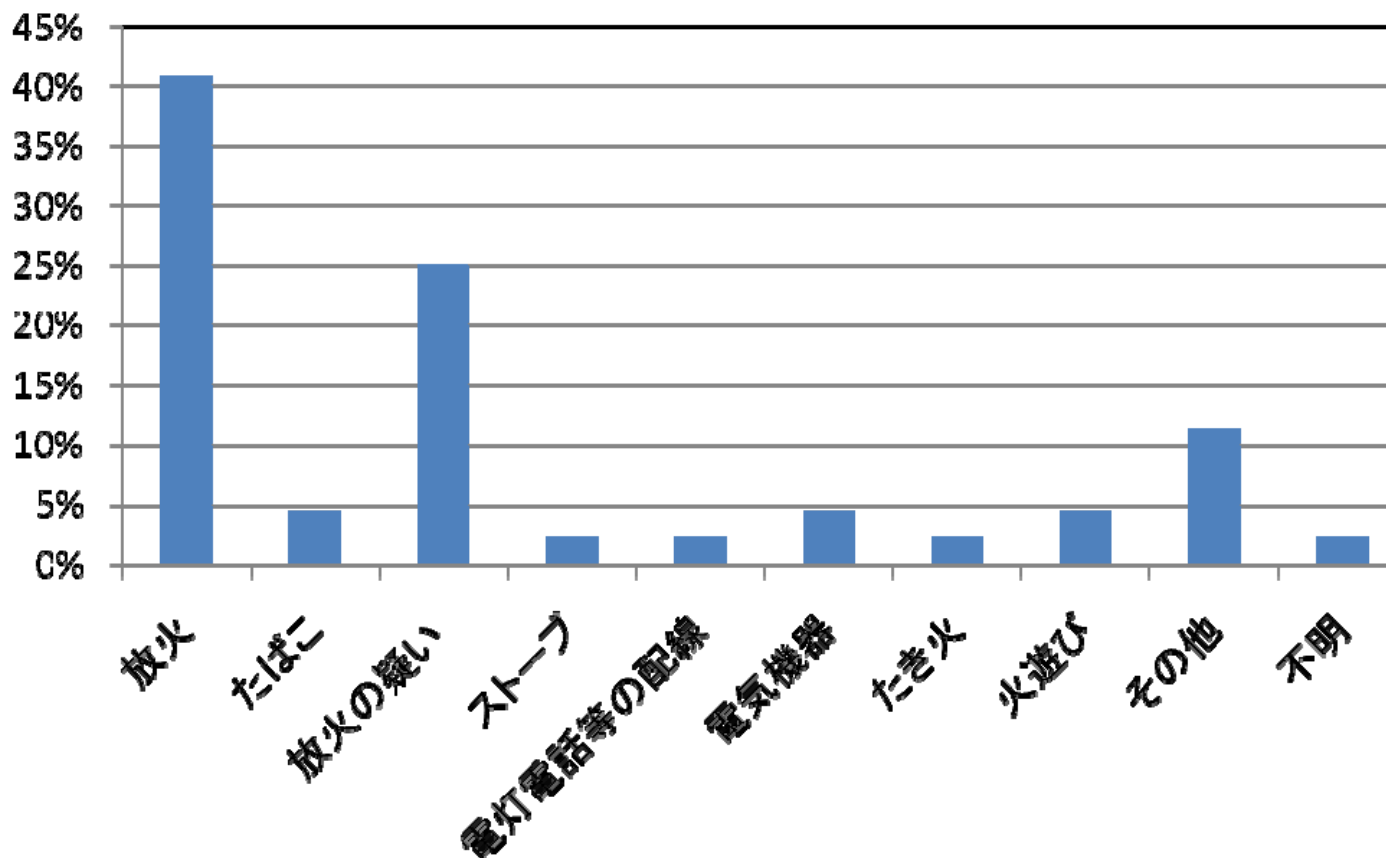


# 過去10年間の文化財建造物における火災の状況

## 出火件数

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	総数
火災件数	4	4	9	4	4	5	4	4	4	2	44

## 出火原因の割合



注)重要文化財(建造物)のほか、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物、地方公共団体が指定等により保護している建造物を含む

# 文化財防災（防火）の理念（現状）

## ① 予防

・木造の建造物は火災に対して弱いため、内部からの出火だけではなく、類焼などを防ぐための対策等、予防措置が重要

→環境整備、可燃物の管理等危険箇所の点検、定期的な点検や消防訓練、耐震性能の強化等

【対策】避雷設備の設置、防犯設備の設置、防火訓練の実施、耐震補強等

## ② 早期発見

・着火点が極めて低く小さな飛び火でも燃えひろがるため、火災の早期発見が重要

→連絡体制の充実、定期的な点検や消防訓練等

【対策】自動火災報知設備、漏電火災警報設備等の設置等

## ③ 初期消火

・火災が拡大しないように、初期消火が重要

→所有者、管理者など関係者による初期消火活動を可能とする設備の強化等

【対策】消火器、消火栓設備等の設置、

# 文化財防災（防火）の理念（課題）

## ① 予防

- ・文化財の周辺環境整備の徹底
- ・定期的な点検や消防訓練の徹底
- ・耐震性能の把握及び強化の徹底
- ・防犯設備の設置（及び維持管理）

## ② 早期発見

- ・所有者等の連絡体制の強化

## ③ 初期消火

- ・所有者等の初期消火活動に携わる人材の強化
- ・老朽化した設備の改修

## 近年の課題

- ・大規模災害への備えの徹底

## 【対策】(案)

- ・管理状況を見据えた設備の見直し（耐震化、自動化等）
- ・管理体制の見直し
- ・用途等に応じた防災設備の設置基準
- ・周辺市街地の状況に配慮した防災設備の設置基準

等を複合的に検討した対策を示す。

## 1. 重要文化財建造物の防火設備の実態把握

消防庁・文化庁と連名で所轄消防署・市町村教育委員会に依頼

- 消防設備の設置状況  
(文化財建造物＋敷地内のその他建物)
- 消防設備の管理状況
- 利用可能な消防水利
- 消防計画の策定状況

## 2. 重要文化財建造物の周辺市街地の実態把握

国土交通省・文化庁と連名で

市町村都市計画部局・教育委員会に依頼

- ・重要文化財の立地環境の特性(市街地、山林、傾斜地など)
- ・重要文化財の周辺地域の都市計画上の規制(用途地域、防火地域)
- ・周辺地域での都市計画事業(防災等)等